

指定管理料提案書
(横浜市豊田地域ケアプラザ)

1. 指定管理料提案書

(1) 地域ケアプラザ運営事業

項目		積算根拠	団体本部 経費 の含有	金額				
				令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
人 件 費	賃金水準 スライド対象	【内訳】 賃金水準スライド対象人件費 ・地域ケアプラザ所長 ・地域活動交流Co ・サブCo等	■	14,638,815円	14,638,815円	14,638,815円	14,638,815円	14,638,815円
	賃金水準 スライド対象外	【内訳】 賃金水準スライド対象外人件費 ・地域ケアプラザ所長 ・地域活動交流Co ・サブCo等	■	239,835円	239,835円	239,835円	239,835円	239,835円
事業費		事業消耗品費、保険料、賃借料、 諸謝金費、印刷製本費 等	□	375,000円	375,000円	375,000円	375,000円	375,000円
事務費		通信費、複合機リース・保守、施 設賠償責任保険、職員等研修 費、振込手数料、租税公課、業務 システム関連経費 等	■	3,362,350円	3,362,350円	3,362,350円	3,362,350円	3,362,350円
管理費		・管理費 ・施設維持管理費 (各種保守点検費)	□	7,400,000円	7,400,000円	7,400,000円	7,400,000円	7,400,000円
小破修繕費		・小破修繕費 474,000円		474,000円	474,000円	474,000円	474,000円	474,000円
利用料金の活用		<介護保険収入等を充当する場 合は記載してください。>		0円	0円	0円	0円	0円
施設使用料相当額				-1,221,000円	-1,221,000円	-1,221,000円	-1,221,000円	-1,221,000円
合計				25,269,000円	25,269,000円	25,269,000円	25,269,000円	25,269,000円
うち団体本部経費				1,451,000円	1,451,000円	1,451,000円	1,451,000円	1,451,000円

※1: (地域ケアプラザ所長基礎単価×配置予定人数(0.125人工)) + (地域ケアプラザ運営事業に係る正規雇用職員等基礎単価×配置予定人数) + (地域ケアプラザ運営事業に係る臨時雇用職員等基礎単価×配置予定人数)

(2) 地域包括支援センター運営事業

項目		積算根拠	団体本部 経費 の含有	金額				
				令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
人件費	賃金水準 スライド対象	【内訳】 賃金水準スライド対象人件費 ・地域ケアプラザ所長 ・地域包括支援センター職員等	□	29,497,875円	29,497,875円	29,497,875円	29,497,875円	29,497,875円
	賃金水準 スライド対象外	【内訳】 賃金水準スライド対象外人件費 ・地域ケアプラザ所長 ・地域包括支援センター職員等	□	774,375円	774,375円	774,375円	774,375円	774,375円
事業費		事業消耗品費、保険料、賃借料、 印刷製本費 等	□	526,000円	526,000円	526,000円	526,000円	526,000円
事務費		通信費、複合機リース・保守、施 設賠償責任保険、職員等研修 費、振込手数料、業務システム関 連経費 等	□	399,000円	399,000円	399,000円	399,000円	399,000円
管理費		・管理費 ・施設維持管理費 (各種保守点検費)	□	1,850,000円	1,850,000円	1,850,000円	1,850,000円	1,850,000円
小破修繕費		・小破修繕費 126,000円		126,000円	126,000円	126,000円	126,000円	126,000円
協力医		・協力医 630,000円		630,000円	630,000円	630,000円	630,000円	630,000円
利用料金の活用		<介護保険収入等を充当する場 合は記載してください。>		-791,250円	-791,250円	-791,250円	-791,250円	-791,250円
合計				33,012,000円	33,012,000円	33,012,000円	33,012,000円	33,012,000円
うち団体本部経費				0円	0円	0円	0円	0円

※2: (地域ケアプラザ所長基礎単価×配置予定人数(0.375人工)) + (地域包括支援センター運営事業に係る正規雇用職員等基礎単価×配置予定人数) + (地域包括支援センター運営事業に係る臨時雇用職員等基礎単価×配置予定人数)

(3) 生活支援体制整備事業

項目		積算根拠	団体本部 経費 の含有	金額				
				令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
人件費	賃金水準 スライド対象	【内訳】 賃金水準スライド対象人件費 ・生活支援Co	☐					
	賃金水準 スライド対象外	【内訳】 賃金水準スライド対象外人件費 ・生活支援Co	☐					
事業費		事業消耗品費、保険料、諸謝金 費 等	☐					
事務費		職員等研修費 等	☐					
利用料金の活用		<介護保険収入等を充当する場 合は記載してください。>		0円	0円	0円	0円	0円
合計				6,185,000円	6,185,000円	6,185,000円	6,185,000円	6,185,000円
うち団体本部経費				0円	0円	0円	0円	0円

※3:生活支援体制整備事業に係る生活支援コーディネーター基礎単価×配置予定人数

(4) 一般介護予防事業

項目		積算根拠	団体本部 経費 の含有	金額				
				令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
事業費		事業消耗品費、保険料、賃借料、 諸謝金費 等	☐	154,000円	154,000円	154,000円	154,000円	154,000円
合計				154,000円	154,000円	154,000円	154,000円	154,000円
うち団体本部経費				0円	0円	0円	0円	0円

収支予算書
(横浜市豊田地域ケアプラザ)

項目			令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
収入	横浜市 支払 想定額	地域ケアプラザ 運営事業	25,269,000円	25,269,000円	25,269,000円	25,269,000円	25,269,000円
		地域包括支援 センター運営事業	33,012,000円	33,012,000円	33,012,000円	33,012,000円	33,012,000円
		生活支援 体制整備事業	6,185,000円	6,185,000円	6,185,000円	6,185,000円	6,185,000円
		一般介護予防 事業	154,000円	154,000円	154,000円	154,000円	154,000円
		64,620,000円	64,620,000円	64,620,000円	64,620,000円	64,620,000円	
	介護保険 事業収入	介護予防支援事業 ・第1号介護予防支 援事業	26,392,000円	26,392,000円	26,392,000円	26,392,000円	26,392,000円
		居宅介護支援事業	15,941,000円	15,941,000円	15,941,000円	15,941,000円	15,941,000円
		通所系 サービス事業	74,120,000円	74,120,000円	74,120,000円	74,120,000円	74,120,000円
		116,453,000円	116,453,000円	116,453,000円	116,453,000円	116,453,000円	
	その他収入	0円	0円	0円	0円	0円	
			181,073,000円	181,073,000円	181,073,000円	181,073,000円	181,073,000円
支出	内訳	人件費	123,291,000円	123,291,000円	123,291,000円	123,291,000円	123,291,000円
		事業費	35,850,000円	35,850,000円	35,850,000円	35,850,000円	35,850,000円
		事務費	4,613,000円	4,613,000円	4,613,000円	4,613,000円	4,613,000円
		管理費	16,089,000円	16,089,000円	16,089,000円	16,089,000円	16,089,000円
		その他	1,230,000円	1,230,000円	1,230,000円	1,230,000円	1,230,000円
		181,073,000円	181,073,000円	181,073,000円	181,073,000円	181,073,000円	
		うち団体本部経費	2,902,000円	2,902,000円	2,902,000円	2,902,000円	2,902,000円
収支			0円	0円	0円	0円	0円

賃金水準スライドの対象となる人件費に関する提案書
(横浜市豊田地域ケアプラザ)

1 地域ケアプラザ運営事業における基礎単価及び配置予定人数

(1) 地域ケアプラザ所長

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
正規 雇用 職員等	基礎単価					
	配置予定人数	0.1250人	0.1250人	0.1250人	0.1250人	0.1250人

(2) 地域ケアプラザ所長以外

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
正規 雇用 職員等	基礎単価					
	配置予定人数	1.2300人	1.2300人	1.2300人	1.2300人	1.2300人
臨時 雇用 職員等	①	基礎単価				
		配置予定人数	2.4000人	2.4000人	2.4000人	2.4000人
	②	基礎単価				
		配置予定人数				
	③	基礎単価				
		配置予定人数				

2 地域包括支援センター運営事業における基礎単価及び配置予定人数

(1) 地域ケアプラザ所長

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
正規 雇用 職員等	基礎単価					
	配置予定人数	0.3750人	0.3750人	0.3750人	0.3750人	0.3750人

(2) 地域ケアプラザ所長以外

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
正規 雇用 職員等	基礎単価					
	配置予定人数	4.0000人	4.0000人	4.0000人	4.0000人	4.0000人
臨時 雇用 職員等	①	基礎単価				
		配置予定人数				
	②	基礎単価				
		配置予定人数				
	③	基礎単価				
		配置予定人数				

3 生活支援体制整備事業における基礎単価及び配置予定人数

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
正規 雇用 職員等	基礎単価					
	配置予定人数	1.0000人	1.0000人	1.0000人	1.0000人	1.0000人

4 人員配置の理由

提案する職員の人員配置について、次の欄に理由を記入してください。

「1地域ケアプラザ運営事業」及び「3生活支援体制整備事業」は主事または嘱託、「2地域包括支援センター運営事業」は主事または介護主事の有資格者、保健師または地域経験のある看護師を配置
 「1地域ケアプラザ運営事業」における配置予定人数に、地域ケアプラザ運営支援業務に従事する本部職員の人件費として0.23人工を計上

事業計画書

1 運営ビジョン

(1) 地域における地域ケアプラザの役割について

地域包括ケアシステムの推進や高齢者、子ども、障害者支援の視点を含めて地域ケアプラザの指定管理者として行うべき取組を具体的に記載してください。

地域ケアプラザの指定管理者は、高齢者、子育て世帯、障害のある方など、誰もが地域の中で困りごとを抱えて孤立することのないよう、介護・医療や生活支援・介護予防等と地域住民による見守りや助け合い等の一体的な支援を、身近な日常生活圏域で行う役割を担います。

また、地域住民が主体となって、つながり支え合う地域づくりを進められるよう、横浜市地域福祉保健計画の策定・推進等を通じて、地域の課題を地域住民や関係機関と共有し、解決に向けた話し合いや活動を支援します。

(2) 担当地域の特色、課題及び将来像並びにそれに係る取組について

地域住民や関係者と連携・協働して、情報収集及びデータ分析等により、地域の特色や魅力、課題を把握できる具体的な計画を記載してください。

上記により把握した課題を地域において解決するため、また魅力をより発揮するための関係団体等との連携方法を具体的に記載してください。

担当地域の特色

豊田地区は栄区で最も広い地域で、柏尾川に沿って東側は住宅が多く西側は工場地帯となっています。高齢化が全体的に進んでいますが、町丁別では本郷台1丁目が高齢化率45%以上と最も高く、長尾台町では約20%など地域ごとの偏りがあります。（令和6年3月現在）

飯島団地や県営団地は一人暮らし高齢者など、高齢世帯が多いのが特徴です。一方で長沼町や長尾台町などマンションや住宅の開発などによって、子育て世代が増えている地域もあります。

交通面では本郷台・戸塚・大船の3駅が最寄り駅となりますが、そこからのバス利用が必要な地域が多いにも関わらずバス便が減少しています。特に区役所へ行くための本郷台駅方面へのバス便の減少は課題となっています。また、スーパー等の店舗の少なさもあり、地区内での移動や買い物についても課題があります。

地区内には飯島市民の森があり、整備された『せせらぎ緑道』や柏尾川沿いを散歩する方も多く、田谷や金井町には農地も多いなど、自然豊かな地域でもあります。また『田谷の洞窟』や『長尾砦跡』『三島神社』など歴史ある旧跡も多く、魅力あふれる地域です。

(3) 担当地域における関係団体等との連携について

地域、行政、区社会福祉協議会、関係機関及びその他様々な団体に加え、他の地域ケアプラザとの連携について、具体的に記載してください。

1 地域の連携について

個別の相談については、自治会町内会や民生委員・児童委員と地域包括支援センターが連携し、一人ひとりの生活を支えます。地域包括支援センターは地域に最も近い総合相談の窓口として、気軽に相談できる場となるよう努めます。

特に地区民生委員児童委員協議会（以下、地区民児協）とは地域ごとに情報交換会を開催し、心配な方の情報や対応について細やかな情報交換を行うなどして連携を深めます。

地域の中で展開されている各種サロンや元気づくりステーション、シニアクラブ等の集まりに、地域包括支援センター職員や生活支援コーディネーター等が参加し、介護予防体操や健康・成年後見等に関する講話などを行います。地域の活動に関わる中で心配な方を見つけ、地域包括支援センターへつなげることも意識します。

地域ケアプラザで開催されている子育てサロン等で心配な親子が見つかった際には、ボランティアの方に親子に寄り添ってもらうとともに地域活動交流コーディネーターと相談し、区役所等、適切な相談機関へつなげます。

2 行政との連携

各部門の事業を通じて、区役所内の専門部署の職員と密に連携します。主に、地域包括支援センターでは高齢障害支援課や生活支援課、生活支援コーディネーターは地域包括ケア推進担当、地域活動交流コーディネーターは事業企画担当と日々事業の中で連携を深めます。

地区支援では、区政推進課が中心となって各課横断的に組織されている「地区支援チーム」にも参画し、豊田地区に関する情報・課題や支援方針について共有します。

3 区社会福祉協議会との連携

区役所同様、区全体の地域福祉推進を担っている区社会福祉協議会（以下、区社協）とも密に連携します。

個別の相談では、地域包括支援センターや居宅介護支援事業所と、区社協が実施しているあんしんセンターやボランティアセンターとが連携します。地域支援では地域活動交流コーディネーターや生活支援コーディネーターが、地域福祉保健計画の推進やボランティアグループ支援、生活支援体制整備事業の推進等で深く連携します。

4 その他関係機関や他地域ケアプラザとの連携

医療と福祉の連携では、地域包括支援センターが地域ケアプラザ協力医をはじめとして近隣の医療機関や薬剤師と連携し、勉強会を開催してお互いの情報を共有するほか、協力して地域や事業所に向けた講座を開催します。

また地域と福祉事業所の連携を深めるため、民生委員・児童委員と居宅介護支援事業所との連絡会を開催し、協力体制を構築します。

他の地域ケアプラザとは区役所や区社協が開催する各部門の連絡会等を通じて連携し、区全体として福祉のまちづくりが推進するよう協力します。

2 団体の状況

(1) 団体の理念、基本方針及び事業実績等について

団体の理念や基本方針、事業実績等について、記載してください。

本会では、「誰もが安心して自分らしく暮らせる地域社会をみんなでつくりだす」という活動理念の実現に向けて、会員組織としてのネットワークを活かした地域福祉活動を推進し、地域住民や関係機関の皆さまとともに地域の支えあい活動などの共助の層を厚くする取組を展開してきました。

1 基本方針（長期ビジョン・横浜市地域福祉保健計画）

団塊の世代が後期高齢者となり、様々な課題が想定される「2025 年問題」などの福祉課題に対して本会の組織・活動の方向性を「長期ビジョン」としてまとめ、これを具体的に推進するために5年を単位とする「中期計画」を策定して取組を進めています。

現在、2040 年までを見越した新たな長期ビジョンを策定中(令和6年度末完成予定)です。次期中期計画は、新たな長期ビジョンを踏まえ、令和7年度中に策定する予定です。

また、横浜市地域福祉保健計画については、横浜市と共同事務局として策定・推進に関わっており、これらの計画を事業に反映して取組を進めています。

2 事業実績 ※令和6年3月31日時点

本会は18区の区社協との連携のもと、市全体として地域福祉の推進を図ってきました。また、数多くの指定管理施設を運営するほか、横浜生活あんしんセンター及び障害者支援センターなど幅広い福祉分野の事業を実施しています。

(1) 施設運営

福祉保健研修交流センターウィリング横浜、横浜市健康福祉総合センター、地域ケアプラザ、老人福祉センター、地区センター、障害者研修保養センター横浜あゆみ荘等、複数の指定管理施設を運営しています。

個々の施設の特長を活かし、行政や区社協と連携しながら、地区社会福祉協議会（以下地区社協）関係者とともに助け合いのまちづくりを進めています。

(2) 幅広い福祉保健人材の育成

社会福祉センターの運営や地域ケアプラザとの連携、ウィリング横浜における研修等を通じて地域福祉保健の人材育成に向けた取組を進めています。

(3) 地域における権利擁護の推進

横浜生活あんしんセンターを運営し、法人後見の受任、市民後見人の養成・活動支援、18 区社協あんしんセンターの支援など地域における総合的な権利擁護の事業を実施しています。

(4) 障害福祉の推進

障害者支援センターを中心として障害理解の啓発や障害当事者団体の支援を進めるとともに、横浜市からの受託事業である障害者後見的支援制度の運営を通じて、障害当事者が地域で自分らしく暮らせる地域づくりに取り組んでいます。また、障害児者の地域生活、社会

参加を促進するため、訓練会や地域活動ホーム、地域活動支援センター等の運営を支援しています。

(5) 会員活動と地域福祉の推進

本会は社会福祉施設、事業所、地域福祉活動団体、ボランティア団体などさまざまな立場、種別の会員で組織された協議体組織です（会員数：5881 団体・人）。それぞれの組織課題や地域課題を解決するため、会員相互の課題解決力や専門性を活かした取組を行っています。

3 地域ケアプラザ事業への貢献実績

(1) 市内全地域ケアプラザで組織する地域ケアプラザ分科会の事務局運営

市域での職員連絡会や所長会の事務局を担い、共通課題の検討や研修を実施しています。

(2) 地域ケアプラザの人材育成

分科会全体会での所長向け研修や、職種別に組織された研究会における情報共有や課題検討等を介して、地域ケアプラザを運営する職員全体の業務の質の向上を図っています。

(3) 生活支援体制整備事業の推進支援

区社協と連携し、地域ケアプラザ等に配置されている2層コーディネーターを支援しています。具体的には、地域課題の検討、研修実施、事業創出、事例集等による取組の可視化等を実施しています。

(2) 財務状況について

予算の執行状況、法人税等の滞納の有無及び財政状況の健全性等、安定した経営ができる基盤等について記載してください。

1 予算の執行状況について

予算の執行にあたっては、過不足ないよう支出経過を見るなど予算管理を徹底し、必要に応じて予算の補正も適切に行っています。令和5年度決算においては経常増減差額及び当期活動増減差額ともにマイナスとなっており、その主な要因は、本会が実施する年金共済事業で運用しているシステムにかかる減価償却費が生じたことや、地域ケアプラザにおいて、賃金上昇や物価高騰に伴う費用増に対し、介護保険事業収入や指定管理料収入が不足したことです。システムの減価償却が令和8年度末で終了予定のため、システムの大規模改修や入替がなければ令和9年度以降は費用が発生しない見込みです。また、介護保険事業については、通所介護事業における介護報酬加算の取得による収益増や、営業日数の見直し等による収支改善に取り組んでいます。

法人全体としては支障ない運営を行っており、健全な経営に努めています。

2 法人税等の滞納の有無について

法人税や消費税、固定資産税など納税に係る業務については、税理士に一部業務を委託し、また同者の指導のもと、適切な納付に取り組んでいます。現時点で滞納などはありません。

3 財務状況の健全性について

法人全体の財政状況については、月次試算表作成に合わせ流動比率や人件費比率、経費比率などを確認し、情報を把握しています。また、施設の運営状況については、法人本部と連携し収支状況を常に把握し、収支状況を確認しながら事業活動が滞ることがないように努めています。

法人全体としては、民間の社会福祉施設整備のための資金貸付事業における借入金がありますが、償還金を原資として確実に返済しており、法人運営に支障をきたすことはありません。なお、本事業は新規貸付を終了しており、今後借入金は増加しません。

4 安定した経営ができる基盤について

本会財務状況は、予算管理を徹底することでより安定した経営ができるよう努めています。日々の経費支出から資産等の管理に至るまで、予算の範囲内で行うことを前提とし、必要に応じて予算の補正を行うことで安定した事業活動を行っています。

また、本会では平成 29 年度から会計監査人による監査を実施し、財務・会計等の指導を随時受け、社会福祉法人会計基準を遵守した財務活動を行っています。そのうえでより安定的な経営が行えるよう、内部検討のみならず、所管局でもある横浜市健康福祉局と密に連携しながら安定的な法人運営に努めています。

3 職員配置及び育成

(1) 地域ケアプラザ所長及び職員の確保、配置について

地域ケアプラザを運営していく上で、地域ケアプラザ所長（予定者）及び職員の人員配置並びに勤務体制、必要な有資格者・経験者の確保策について、その考え方を記載してください。

地域ケアプラザ業務の質が高まるよう、福祉における多様な事業を経験した人材を法人全体で育成することで、適切な人員を配置します。

1 所長予定者の配置について

本会は、市内で多数の福祉施設の運営や幅広い福祉事業を実施しています。所長予定者には、施設管理者として必要な経験のある管理職、もしくは区社協における地域福祉の推進や地域ケアプラザでの勤務実績がある職員を内部登用により配置します。

2 必要な職員の確保、適正な配置について

常勤職員は、介護保険関連の専門職採用による配置や、法人内で特に地域福祉の推進に意欲ある職員を配置します。

また、本会の人材育成計画及びキャリアアップ支援制度による有資格者の確保と法人スケールを活かしたジョブローテーションにより、継続的に適切な人材を配置します。

外部へ向けては就職相談会等の実施、また職員紹介・職場紹介動画など、わかりやすいコンテンツを活用して有資格者の確保に努めます。

非常勤職員は、様々な媒体を活用し地域に根ざした施設として、できる限り地域の方を採用することにより、施設と地域をつなぐ役割を担ってもらいます。

(2) 育成・研修について

地域ケアプラザの機能を発揮するための人材育成及び研修計画について、記載してください。

1 本会の人材育成について

本会では「人材育成計画」を作成し、「横浜市社協が組織として遵守すべき規準」を柱として、初任者から幹部まで職位ごとの「求められる職員像」や、地域ケアプラザでは職種別に経験年数に応じた「職務遂行能力」を具体的に示しています。それらに基づき、全職員に対して人事考課制度を導入しており、法人全体の方針をふまえた個人目標設定・業務遂行・自己評価・上司の評価・指導（振り返り）を職員ごとに行い、人材を育成しています。

更に、新任職員を対象とする教育システムとして「新人育成リーダー制度」を実施し、職場における日常的なOJT（実務を通じての教育・訓練）体制を構築しています。

2 地域ケアプラザの職員育成について

横浜市が示す「地域ケアプラザ業務連携指針」のほか、本会では次のとおり指針等を作成し、地域ケアプラザに従事する職員を育成しています。これらを活用して定期的に各々の業務能力を確認しながら、自身に不足している部分を明確化し、足りないスキルを向上することで質の高いサービスが提供できるよう取り組んでいます。

- (1) 地域ケアプラザ基本指針
- (2) 地域ケアプラザ業務指針
- (3) 5職種連携のあり方（保健師等、主任ケアマネジャー、社会福祉士、地域活動交流コーディネーター、生活支援コーディネーター）
- (4) 地域ケアプラザ自己評価シート
- (5) 地域ケアプラザ業務に取り組む姿勢

3 研修計画について

法人の研修計画に基づき、各地域ケアプラザにおいて非常勤を含めた研修計画を作成し、職員一人ひとりが求められる役割を遂行するために必要な知識・技術の向上に努めています。新人育成リーダーの配置をはじめ、非常勤職員も含め日常的にOJTを実施ししていくとともに、内部研修だけではなく外部研修にも積極的に参加し、全体的な資質向上に努めます。

【組織内研修 主な内容】

(1) 実務研修

介護保険基礎研修
地域ケアプラザ職員研修（職種連携研修、新任包括支援センター職員研修 等）
介護予防支援研修
地域活動交流コーディネーター研修
第2層生活支援コーディネーター研修
サブコーディネーター・コミュニティスタッフ研修
職種別実地研修 等

(2) 職場研修

個人情報保護研修

人権研修
ハラスメント対策研修
認知症及び認知症ケアに関する研修
プライバシーの保護に関する研修
接遇に関する研修
倫理及び法令遵守に関する研修
事故発生又は再発防止に関する研修
緊急時の対応に関する研修
感染症・食中毒の予防及び蔓延防止に関する研修
身体拘束防止に関する研修
非常災害時の対応に関する研修
高齢者虐待防止、関連法含む虐待防止に関する研修
介護予防及び要介護度進行予防に関する研修
業務継続計画（BCP）に関する研修
入浴に関する研修 等

（３）基幹研修

新任職員採用時研修
人権研修、ハラスメント研修、メンタルヘルス研修
コンプライアンス研修
階層別研修（対象別：新採用職員、新人育成リーダー、中堅、主任、管理職員など）
地域福祉実践力向上研修
コミュニティソーシャルワーク研修
法人全体研修 等

（４）課題別研修

苦情解決研修
権利擁護の視点を学ぶ研修 等

4 施設の管理運営

（１）施設及び設備の維持保全、管理及び小破修繕の取組について

施設及び設備の安全確保及び長寿命化の観点から、維持保全（施設・設備の点検等）計画及び修繕計画について、具体的に記載してください。

地域ケアプラザは、乳幼児から高齢者、障害のある方などさまざまな市民が利用する施設です。ご利用者が安心して安全に、かつ快適に利用できるよう、区役所と十分な連携をとり施設を維持管理します。また、施設の長寿命化に向け、計画的な維持保全を実施します。

1 安心・安全・快適に利用していただくために

日常清掃や定期清掃により施設を清潔に保持し、来館者の衛生に配慮します。また、地域の方々に施設を安全に利用していただけるように、実際にご利用される方々のご意見を取り入れながら、設備を維持管理します。

2 法令に基づく施設・設備の管理

建築物・建築設備・電気・消防等の各種法令に基づき、保守点検作業を実施します。

3 定期的な保守点検

設備の管理について、職員による日常点検と年間を通じた委託業者による専門的な定期点検を実施して、施設の不具合で利用者に不都合を生じさせないように、不具合の早期発見、早期修理を心がけ、大規模な修繕を未然に防ぐよう取り組みます。

4 計画的な施設・設備の改修

利用される方が快適かつ安全に利用できるよう、計画的に施設及び設備の改修を実施します。経年劣化等に対し長寿命化を図るために、施設や設備の状況を正確に把握し、必要に応じて区福祉保健課を通じて改修します。 ガス給湯器、浴槽の水漏れの改修を予定しています。

(2) 事件事故の防止体制及び緊急時の対応について

事件事故の防止体制、事件事故発生時における緊急の対応について、具体的に記載してください。
※急病時の対応など。

本会内で発生した事件・事故やヒヤリハット事例を共有するとともに、日常点検の実施や各種手順の見直しを行うことで、重大な事故等の未然防止に取り組んでいます。

事件事故が発生した際は、「事故対応マニュアル」に則り、適切な初動対応を行った上で速やかに区役所等の関係機関へ報告します。

また、災害発生時に地域と協力体制が取れるよう、日頃から関係づくりを進めます。

あわせて福祉避難所としての役割を着実に果たすことができるよう、各種マニュアルや事業継続計画の整備、防災訓練や職員研修を計画的に実施します。

(3) 災害等に対する取組について

ア 福祉避難所の運営について

地域ケアプラザは、区防災計画に基づき福祉避難所として開設及び運営を行うことが規定されていますが、発災時に備えた事前準備や福祉避難所の運営方法（職員の参集方法や日ごろの訓練等）について、具体的に記載してください。

発災時には、本会の災害対策マニュアルに基づき、自身と利用者の安全確保や情報収集、必要に応じて避難誘導を行う等、安全確保に向けた対応を行います。

福祉避難所の開設要請があった場合に備えた事前準備として、区防災計画に基づき、「福祉避難所開設・運営マニュアル」を作成し、全職員で福祉避難所の役割や機能、運営方法等を共有することで、いざという時にも円滑に運営できるよう準備します。また、福祉避難所情報共有システムについても、迅速に対応ができるよう操作マニュアルを参照し、操作の訓練を行います。

福祉避難所の運営にあたる職員の確保に向けて、交通機関が機能しない状況でも迅速に参集でき

るよう机上参集訓練を法人全体で年1回実施し、最短の参集経路の確認や参集人数に応じた対応の検討等のシミュレーションを行います。

防災備蓄についても適切に管理し、避難者が安心して避難生活を送れるよう備えます。

イ 災害等に備えるための取組について

、震災や風水害等といった災害や、感染症の発生・まん延に備えるための取組について、具体的に記載してください。

災害対策マニュアル以外にも、法人として初動行動マニュアル、事業継続計画等を整備するほか、全職員を対象とした安否確認訓練を行い、震災や風水害といった災害に備えています。

地域ケアプラザでは介護保険部門の事業継続計画を作成し訓練するほか、相談業務等で把握した発災時に特に安否確認が必要なケースについては、日頃から地区社協、民生委員・児童委員等と情報共有するなどして、地域の見守りの取組につなげます。

また、地域防災拠点運営委員会が実施する地域の訓練等に参画し、有事に備えた日頃からの顔の見える関係づくりを進めます。

国内での大規模災害発生に伴う災害ボランティアセンターの運営への応援要請があった際には、法人として職員を派遣しており（能登半島地震：18名）、報告会等で知見を共有することで具体的な発災時の状況等についての理解を深め、万一の発災に備えます。

(4) 公正・中立性の確保について

公の施設として、市民、団体及び介護保険サービス事業者等に対して、公正・中立な対応を図るための取組について記載してください。

地域ケアプラザは横浜市の公共施設であることを認識し、常に地域住民や利用者の視点にたった対応を心がけます。介護保険サービス事業者等に対しても公正・中立な立場にたち、利用者やその家族に介護保険サービス事業者を紹介する際は、偏りが生じないよう情報提供します。

1 利用者への公正中立な情報提供

居宅介護支援事業所を紹介する際は、複数の事業者情報を伝え、相談者が自ら選択できるよう、また、不利益が生じないように努めます。

あわせて情報を提供する際、特定の事業所に偏る事が無いよう、日頃から情報を収集するとともに、日常的に所内で情報共有や相談を行います。

2 介護保険事業所との公正・中立な連携

公正・中立に情報提供できるよう、ホームページなどを活用して、特定の事業所に情報が偏らないよう心がけます。

3 コンプライアンスの推進

本会の職員は、関連する法律・諸規定を遵守し、地域福祉の推進を担う職員として、公私ともに常に良識を持った行動をとることを心がけます。その取組として、コンプライアンスハンドブックを全職員が携帯し、公正・中立な立場で業務にあたります。

また、法令遵守のみにとどまらず、積極的に市民の願いや期待に応え、行動することを目指します。地域福祉の推進役として職員一人ひとりが改革意識をもって考え、行動し、市民や関係機関との協働のもと、地域の福祉課題を把握し、その解決に取り組みます。

(5) 利用者のニーズ・要望・苦情への対応

利用者の意見、要望及び苦情等の受付方法並びにこれらに対する改善方法について、具体的に記載してください。

利用者アンケート（毎年実施）を実施するとともに、館内にご意見箱を設置することで、施設を利用される方からのご意見・ご要望をお受けする体制を整備します。

また、日常的な利用者とのコミュニケーションの中から聞き取ったご意見・ご要望は、業務改善の機会ととらえ、部門会議等で検討の上、改善に取り組みます。

申し出ていただいた苦情については、それぞれの申出者の思いを真摯に受け止め、解決策や対応策について検討し、苦情相談対応マニュアルに沿って迅速に対応します。

なお、本会では、3名の外部有識者（法律、人権、社会福祉）で構成する苦情解決調整委員による苦情解決制度を有しており、地域ケアプラザに係る苦情についても本制度に基づき、適切に対応しています。所属（一次対応）、本会幹部職員で構成される苦情解決推進チーム（二次対応）において解決に至らない苦情については、苦情解決調整委員（三次対応）の対応により解決を図ります。

(6) 個人情報保護・情報公開、人権尊重について

個人情報保護及び情報公開の取組、人権尊重など横浜市の施策を踏まえた取組について、具体的に記載してください。

1 個人情報の保護について

個人情報保護法や横浜市個人情報保護に関する条例に基づき策定されている本会の「保有する個人情報保護に関する規程」に基づき、適切に個人情報を管理・活用します。

また、個人情報保護に関する研修を実施するとともに、取得する個人情報は必要最低限のものとし、不要となった情報は適切に廃棄処理するなど個人情報の適正な取り扱いを徹底します。取得した情報の管理については、個人情報の記載された書類は事務室内の書庫に保管し、終業時には施錠を徹底しています。各職員のパソコンについても、セキュリティワイヤーで固定するとともにパスワード管理をしており、外部への個人情報の持ち出しは原則禁止としています。

あわせて年に1回、全部署を対象に自主点検を実施し、改善に取り組んでいます。

2 人権尊重について

相談対応や事業実施にあたっては、すべての職員が常に相手の立場に立って行動するように努

めています。

また、社会福祉の従事者として、人権問題に対して正しい理解と認識を深め、人権尊重を基調として行動できることを目指して、人権研修を人材育成計画における基幹研修として位置づけ、実施しています。

(7) 環境への配慮、市内中小企業優先発注など、本市の重要施策を踏まえた取組

横浜市地球温暖化対策実行計画、ヨコハマプラ5.3（ごみ）計画、市内中小企業振興条例の趣旨及び男女共同参画推進等に対する考え方について記載してください。

1 環境への配慮

少量化を目的にゴミ自体を減らすとともに、ゴミを排出する場合は適切に分別し、大切な資源としてリサイクルに取り組みます。また、リサイクルペーパーなどエコロジー商品を積極的に購入します。

地球温暖化への対応（横浜市地球温暖化対策実行計画の推進）として、未使用の部屋の消灯、クールビズ・ウォームビズを推進し、空調機の室内温度設定を夏は28度、冬は20度として節電に努めるなど、施設運営の省力化を進めます。

2 市内中小企業への優先発注

業務委託や物品購入などの発注については、横浜市中小企業振興条例と本会経理規程に基づき、中小企業への優先発注を意識した取扱いとします。特に100万円以上の費用が発生する契約については、市内中小企業を優先指名することを規定した本会業者指名基準要綱に則り、本会業者選定委員会においてその対象となる業者を選定します。

3 障害就労施設等からの物品等の積極的な調達

障害者就労施設等からの物品等の積極的な調達については、法人として『よこはま障害者共同受注総合センター事業』を横浜市から受託し、企業や行政等からの市内対象施設への受注促進等に取り組んでいます。本施設においても、物品調達の際はエリア内を中心とした障害者就労支援施設等へ発注します。

4 男女共同参画の推進

女性が活躍できる環境を整備し女性活躍の取組を加速させるため、法人として『女性の職業生活における活躍の推進に関する行動計画』を定め、女性職員が、職業生活において十分に能力を発揮できる雇用環境づくりを進め、優良な企業として認定を受けています。本施設の運営においても、男女ともに全職員が職業生活と家庭生活との円滑な両立を可能にするため、ワーク・ライフ・バランスを推進するとともに、定期的及び不定期にも面談を実施する等、本人の意思が尊重される機会を積極的に設けます。

5 障害者の就労推進

法人として定めた『障害者雇用推進方針』に基づき、就労支援センター等とも連携し、法定雇用率を達成しています。今後も各職場で障害の有無に関わらず各職員がいきいきと働ける職場づくりを目指し、本会全所属における障害者雇用推進に取り組みます。

5 事業

(1) 全事業共通

ア 施設の利用促進について

施設の稼働率向上のための対策や効率的な施設貸出の方法、利用者のために有益な情報提供を行う方法について、その効果も含め具体的に記載してください。

各時間帯・各部屋が市民の福祉保健活動に有効活用されるよう、部屋の特徴や設備・貸出物品などの情報を提供し、利用者数の増加を目指します。また、地域包括支援センター、地域活動交流における相談や居宅介護支援、通所介護部門それぞれが地域の方に活用していただけるよう、情報提供にあたり様々な媒体（広報紙「豊田だより」やホームページ、掲示板、回覧板等）を使用して、必要な人に必要な情報を提供します。



【広報誌「豊田だより」】

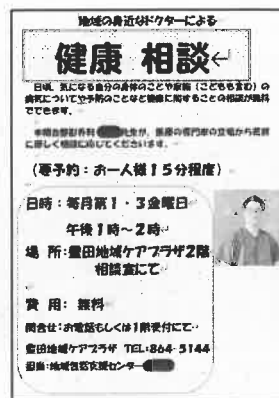
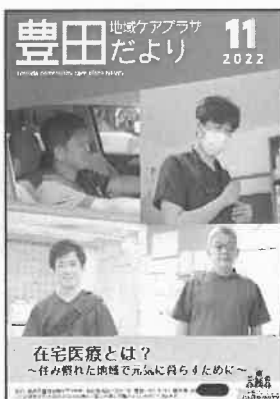
イ 総合相談について（高齢者・子ども・障害者分野等の相談への対応）

高齢者・子ども・障害者等幅広い分野の相談への対応についての考え方、他機関との連携方法等について記載してください。

どのようなお困りごとにも対応することを目指し、日頃から区役所や関係機関、地域住民と連携し顔の見える関係を構築することで、複合的なニーズを含む幅広い相談に速やかに対応できるようにします。

高齢者世帯や独居世帯、また身寄りのない方が増えています。そうした中で近隣の整形外科や脳神経外科と連携し、地域ケアプラザから受診が必要な方を紹介したり、病院側より受診時に様子が心配な方を地域ケアプラザに紹介してもらったり、情報を共有しながら支援の構築を図っています。特に受診に拒否的な認知症の方、清潔保持がされていない方、親族の協力が十分に得られない方等、ケースに応じた対応が可能な関係性を構築し連携しています。

障害分野では区役所や基幹相談支援センター、生活支援センター、就労支援センターなど関係機関と連携し、情報を共有しながら支援の体制を構築しています。



【まわりの薬局・訪問医特集（豊田だより）】

【協力医による健康相談】

ウ 各事業の連携及び関連施設（地区センター等）との連携について

地域ケアプラザの役割を果たすための、各事業担当間や関連施設との情報共有、円滑かつ効率的な管理運営に対する考え方を記載してください。

地域ケアプラザを運営するうえで、区役所や地域内の関係機関及び区内各専門機関との連携が最重要であると考えます。日頃からの顔の見える関係づくりに努め、双方向での情報把握や連携した関係づくりを目指します。

1 所内の連携

所内においては、地域ケアプラザが日常生活圏域における地域支援を進めるため、本会が作成した「地域ケアプラザが取り組む地域支援～5職種連携編～」の考え方により、地域活動交流事業、地域包括支援センター、生活支援体制整備事業と協働し、地域課題の把握、地域支援業務を進めます。

各職種の強みを活かして個別・地域の課題解決を目指します。

地域活動交流・生活支援体制整備等の事業や関係団体との連携の中で心配な方を把握して、地域包括支援センターへとつなぎ、居宅介護支援や通所介護で必要な介護保険サービスを提供したり、地域ケアプラザの自主事業や地域のボランティア活動へつなぐことで一人ひとりの生活を支えます。

把握した個別課題は地域課題としてとらえ、地域ケア会議や支え合い連絡会等で地域や関係機関・団体とともに解決策を検討・実施します。

所内では全職種の参加する常勤職員会議のほか、各部門での会議や地域支援会議を毎月実施し、各職種の持つ情報共有を行うとともに支援方針等について検討します。

2 関連施設との連携

隣接する地区センターと連携し、子ども・子育て世代～元気世代～高齢世代と幅広い世代や日頃地域ケアプラザと関わりを持ちづらい人たちともつながりをつくります。

地区センターとは、年度初めにお互いの事業内容や課題等を共有し、一緒にできることを検討します。お祭りを同日開催し、スタンプラリーを行うことで、日頃地域ケアプラザを利用しない方にも足を運んでもらうきっかけにします。

講座等の会場として地区センターを活用することで、幅広い層に参加してもらえるよう工夫します。



【介護予防講座】



【注文をまちがえるかもしれないカフェ】

エ 地域福祉保健のネットワークの構築について

地域の関連団体や関連機関との情報共有やネットワーク構築に対する考え方について記載してください。

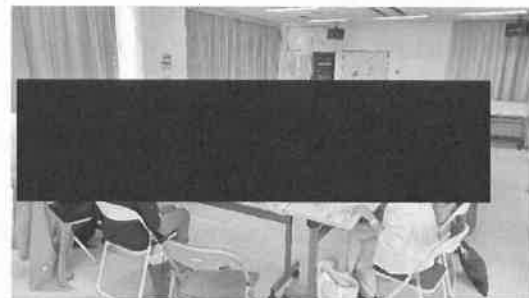
区役所、区社協、地域ケアプラザが一体となり、住民活動の拡充や専門機関も含む支援体制の整備を進め、必要な地域活動を住民とともに考え、組織化や活性化（つながりづくり、担い手の育成、新規事業化など）を支援・協働していきます。

1 顔の見える関係づくり

ネットワークの構築において、「顔の見える関係づくり」は不可欠です。自治会町内会、地区社協、地区民生委員・児童委員、老人クラブ等、地域関連団体の会議や行事に定期的に参加し、地域ケアプラザの役割を伝え、気軽に相談しあえる関係をつくります。



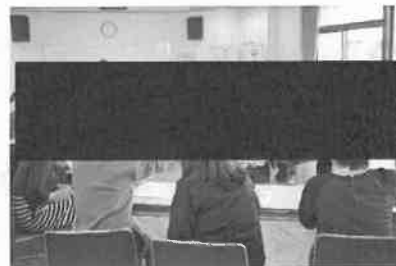
【民生委員・児童委員とケアマネジャーとの懇談会】



【サロン連絡会】

2 地域ケア会議や協議体の推進

個別ケースの検討を積み重ねる中で、地域に不足している資源やサービス、連携が必要な職種や機関、深刻化が予測される地域の課題等を明らかにしていきます。これらを地域住民等の関係者で共有し、課題解決に向けた検討を行います。



【見守り協力会議（協議体）】

3 身近な地域でのつながり・ささえあい活動の推進

「身近な地域でのつながり支えあい活動推進事業」は、必要な支援に結び付いていない人を近隣住民の気づきによって早期発見し、住民との協働による支援や居場所づくり・役割づくりを行いながら、「個」を意識した地域づくりを進めて行く本会独自の取組です。

市社協本部・区社協との連携とともに関係機関の協力を得ながらこの取組を推進します。

オ 区行政との協働について

区運営方針、区の事業等を踏まえたうえで、区行政との連携について具体的な取組を記載してください。

区の事業等に積極的に参加・協力し、栄区運営方針である「未来を育む暮らしつづけたいまち さかえ～人がつながり 地域がつながる」の実現のために各関係機関と協働を進めます。

1 誰もが安心して出産や育児ができるまちづくり

自主事業の子育てサロンなどを通じて、親子で気軽に集える場を提供します。また、子どもネットワーク委員会とともに子育て世代のニーズ把握および課題に向けて区役所・地域住民・関係施設などと情報共有・連携を図ります。

2 未来を育むつながり・自然・文化・学びに溢れるまちづくり

住み慣れた地域で、安心してその人らしく生活が維持できるように、地区連合町内会自治会、地区社協や地区民協の方々や地域ある企業や医療関係などとともに、地域の見守り支え合いを推進し、地域包括ケアシステムを構築します。

3 住居・交通・仕事において便利で選ばれるまちづくり

アンケートやヒヤリング、様々なサロンや集いの場などを通じて、地域住民のニーズを捉え、便利で選ばれるまちづくりを目指します。取組にあたっては地域住民や関係機関とともに情報共有を行いながら進めていきます。

4 いつでも愛着を持って過ごせる魅力的なまちづくり

いつまでも愛着を持って過ごせるまちを目指し、栄区地域福祉保健計画「さかえ・つながるプ

ラン」を地域をとともに取り組みます。また推進にあたっては、区役所、区社協とともに地区別支援チームとして取り組みを進めていきます。

5 将来の世代にわたり安全・安心に暮らせるまちづくり

さかえつなぐるプランをもとに、地域や区役所・区社協等の関係機関とともに、身近な地域での支え合い・助け合いの取組を推進していきます。また、災害発生時に地域や区役所などを協力体制が取れるよう、日頃から関係づくりを進めます。

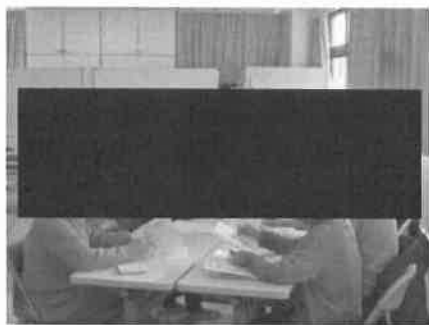
カ 地域福祉保健計画の区計画及び地区別計画の推進について

栄区地域福祉保健計画の区全体計画及び地区別計画の策定・推進の事務局及び地区別支援チームのメンバーとして参画し、住民、事業者、行政等と協働した地域の課題解決に向け、どのような体制でどのように取り組むか記載してください。

栄区地域福祉保健計画「さかえ・つなぐるプラン」における地区別計画の地区支援チームの一員として、区役所・区社協とともに、計画の推進に積極的に取り組みます。

地域ケアプラザは、最も地域に近い福祉施設であるという位置づけを意識して、地域情報の収集と地域ケアプラザの機能を活かした支援を継続していきます。また、収集した情報は、地区支援チームの会議などで共有し、解決や地域への協力につなげます。

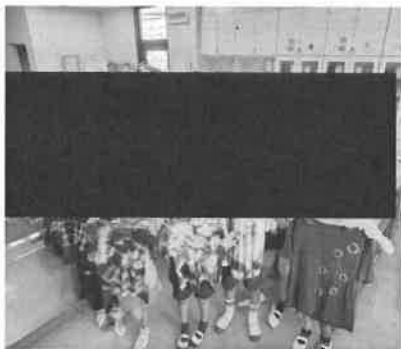
第4期地区別計画の推進では、推進するための6つの委員会に所長、地域活動交流コーディネーター、生活支援コーディネーター、地域包括支援センター職員が事務局として参加し、地域の方々と一緒に話し合いや事業を実施しています。第5期計画も令和6年度から地区別懇談会が実施されており、令和7年度はテーマ別（課題別）懇談会を経て第5期地区別計画の策定に取り組む予定です。



【健康づくり委員会による栄養講座】



【見守りネットワーク委員会による講座】



【COCOMIMI（障害児者委員会）による藍染め体験】

(2) 地域ケアプラザ運営事業（地域活動交流事業。以下「地域ケアプラザ運営事業」という。）

ア 自主企画事業について

高齢者・子ども・障害者等の分野それぞれの福祉保健活動の開発・実施及び自主活動化への取組について、具体的に記載してください。

より多くの地域住民に地域ケアプラザに訪れてもらえることを目的に、各世代に向けての事業を展開し、地域ケアプラザの機能や役割を周知します。

事業実施にあたっては、地域ニーズの把握と解決に向けて、地域ケアプラザ内の全部門をあげて実施するとともに、地域住民と連携・協働して取り組みます。

1 高齢者事業

自主事業の茶話会やスリーA（頭の体操）、スクエアステップ（体操）等を毎月開催し、周辺地域の高齢者の参加の場とするとともに仲間づくりや健康づくりにつなげます。また、参加者の健康状態を把握し、変化のある方については地域包括支援センターの相談や介護保険制度へつなぎます。

長年自主事業として行ってきた「茶話会」はボランティアグループの自主活動とし、開催支援を行います。自主事業は地域ケアプラザが把握したニーズへ先駆的に取り組むものとして、状況に応じて自主活動化し、新しいニーズに対応します。また、フレイル予防として、元気高齢者や、プレフレイルの方、すでにフレイルになっている方等に向けてフレイルの啓発を行います。運動、口腔機能や栄養状態の維持・改善を目的とした講座も開催します。



【栄養講座】



【おなか元気教室】



【運動講座】



【ポールウォーキング】



【スクエアステップ】

2 子育て支援事業

未就園児の家族が集う子育てサロンを開催し、子育て中の親子に身近な場所で同じ境遇同士の交流やつながりをつくるため、定期的なイベントを実施します。

同じボランティアグループの協力のもと開催しており、きょうだい児などで久しぶりに参加する保護者も安心して過ごせる場となっています。

子育てサロンで、気になる親子について必要に応じて子育て支援者や区役所へ橋渡しをし、虐待が疑われる場合は区役所や関係機関と情報共有しながら適切に対応します。

地域子育て支援拠点にこりんく、飯島保育園と共催イベントを開催するとともに、父親講座の開催により、父親の集まる場を作ることによって地域の子育て世代の親子の交流を広めていきます。



【親子の広場プール】



【にこりんく共催】



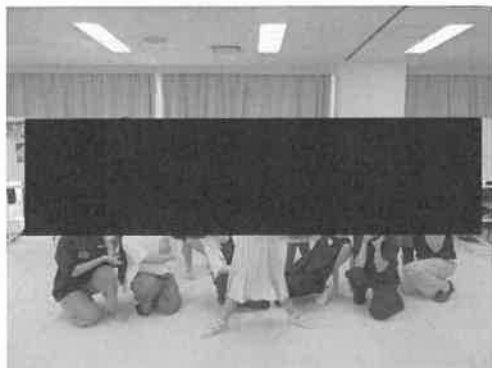
【飯島保育園共催】



【パパ講座】

3 障害児・者支援事業

障害のある方が地域で孤立することなく、自分らしく暮らすために、障害理解の啓発に努めます。障害児余暇支援事業として、笠間地域ケアプラザ、基幹相談支援センターと余暇支援イベントを開催します。地域のボランティア、余暇支援事業の卒業生が関わることで、地域と親子の交流やつながりづくりを図ります。



【7月余暇支援イベント】



【12月余暇支援イベント】

「COCOMIMI～誰もが生きやすい地域へ～」(地区別計画推進のための障害児・者支援委員会)では、地区民児協エリア内にある障害関係の事業所の方、障害のある方のご家族等とともに、地域で障害のある方への理解を広めるため活動しています。



【小学校でのボッチャ&車椅子体験】



【ファンケルスマイル見学会】



【小菅ヶ谷北公園での交流会】



【地域のお祭りでのボッチャ体験会】



イ 福祉保健活動団体等が活動する場の提供について

地域住民の福祉保健活動団体が活動する場の提供について、利用促進を図るための具体的な取組を記載してください。

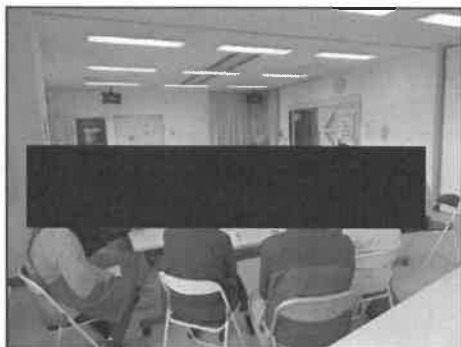
地域ケアプラザの貸館事業が、地域の方々に有効に利用していただけるよう最新の空き状況を提供するとともに、ご利用される団体からの意見や要望を伺う機会を定期的に設け、いただいたご意見を施設運営に反映していくことで、利用される方々の視点に立った利用しやすい施設づくりを行います。

ウ ボランティア登録、育成及びコーディネートについて

ボランティア登録、育成及びコーディネートについて具体的に記載してください。

地域福祉保健計画 地区別計画などから挙げられる、「必要とされる地域活動」を担う人材の発掘・育成を念頭に、これまで地域の福祉保健活動に参加したことが無い方に対して、地域活動情報を提供することで参加のきっかけを作るなど、関係機関や地域団体と協力体制を整えてボランティアの発掘や育成を実施します。

個人ボランティアの活動支援や相談に対して、区社協のボランティアセンターと連携し対応していきます。



【デイサービスボランティア交流会】

エ 福祉保健活動等に関する情報収集及び情報提供について

地域における福祉保健活動団体や人材等の情報収集及び情報提供について具体的に記載してください。

1 情報収集について

地区社協などの地域の会合や地域サロン・ミニデイサービス（地域の事業など）に参加した際には、地域から得た情報などを地域支援記録に整理し、部門間での情報共有を行います。また、地域アセスメントシートを常に更新し、そこから見えてくる課題に対して解決に向けて取り組みます。

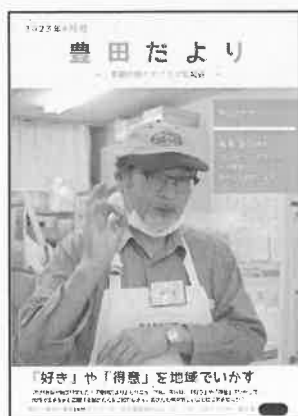
会場利用団体連絡会や地域サロン連絡会などを開催し、地域活動団体同士の情報交換や情報提供の場とするとともに、団体同士の協力・連携などの関係づくりを進めます。



【会場利用団体連絡会】

2 情報提供と発信について

情報提供に関しては、広報紙やホームページ、館内壁面を利用したパネル展示など様々な媒体を活用します。広報紙やチラシなどの発行物は文字の大きさや色を統一するなど、情報が伝わりやすくなるよう工夫して効果的な情報発信に努めます。また、福祉関係機関や事業所のほか、商店・銀行・病院等、地域住民が日常的に利用する場所に広報紙やチラシを配架依頼します。



【個人や団体にフォーカスした豊田だより】

(3) 生活支援体制整備事業

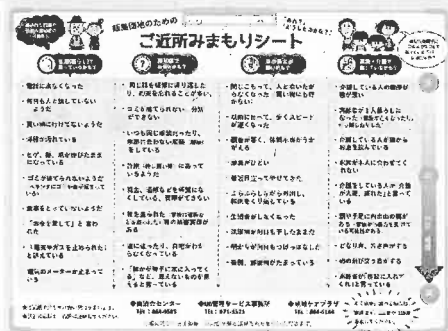
ア 高齢者の生活上のニーズ把握・分析について

担当地域における高齢者の生活上のニーズを把握・分析する方法について、具体的に記載してください。

指定管理部門の5職種と所長だけではなく、介護保険部門においても個別課題から地域課題をとらえる視点を常に意識し、それぞれが集約した情報を共有することで、部門間の連携を図るための定期的に会議を開催します。あわせて、職員それぞれの専門性を高めるよう日常的なOJTや研修参加を通して個々のスキルアップと多職種の役割等についてお互いに理解し施設全体のチーム力の向上を図ります。

また、市・区行政から発信されている統計データを地区ごとに分析し、生活ニーズを把握します。データについては、専門職で共有するだけでなく、地域にも可能な限り開示しながら、地域とともに現状を把握していきます。

毎月200件近くある相談から得られる情報と、毎年区役所から情報提供される地区概況シートやJAGES等のデータ、そして毎年町単位で実施する民生委員・児童委員との懇談会や、地域活動の担い手や参加者から得た地域情報をもとに、町内会単位のアセスメントシートを作成します。また、年度1回はそれらの情報を5職種と区社協を交えた地域支援会議で共有し、今後の取組について検討します。また、必要に応じて地域向けにアンケート調査を実施し、地域ニーズを確認します。その際には、自治会や地域のキーパーソンにも企画から参加を依頼し、地域の方と一緒にニーズ把握することに努めます。新型コロナウイルスが猛威を振るい地域活動が全面的にストップした令和2年(2020年)には、自治会と共催で高齢化率の高い飯島団地と本郷台自治会で生活上のお困りごとについてのアンケートを実施しました。飯島団地ではそのアンケートをきっかけに、健康講座の実施、見守りシートの作成と全戸配布を実施し、令和3年には移動販売が始まっています。



【階段当番に配布したシート】



【全戸配布したシート】



【移動販売】

イ 多様な主体による活動・サービス及び社会資源の把握・分析について

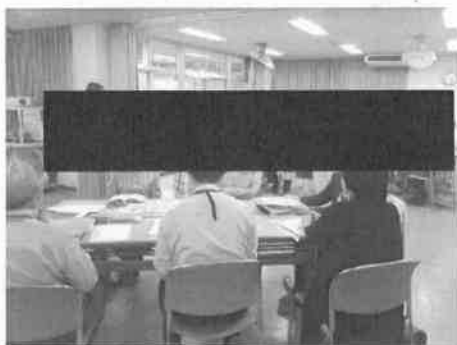
民間企業やNPO法人等、多様な主体による社会資源を把握・分析する方法について、具体的な取組を記載してください。

他施設で行われている民間企業やNPO法人等、多様な主体による社会資源との連携事例を共有し、地域活動交流事業、地域包括支援センター、生活支援体制整備事業の5職種が連携して単位町

内会ごとの地域活動の情報収集や分析、個別ケースの課題分析をすすめ、地域ごとの特徴や傾向を明らかにし、区社協の地区担当者と地区の地域活動支援の状況、取組・支援方針について情報を共有します。

独立行政法人都市再生機構や自治会町内会、郵便局や介護保険事業者も含めて地域での会議や地域ケア会議を開催します。アンケート調査や支え合いマップ作成等を行い社会資源や状況などを把握し、分析を一緒に行い地域課題を検討することで、できることを一緒に考え課題解決を支援していきます。

地域ケアプラザの5職種と区社協（区役所）とで単位町内会ごとに地区別計画や地域活動の状況を毎月共有して支援の戦略を検討し、地域の支援を実施していきます。



【地域ケア会議】

30年地域で活動している「NPO 法人積み木」や、栄区から全国規模の企業となったファンケルの特例子会社である「ファンケルスマイル」、また地域にある高齢者グループホーム、障害者グループホーム、保育園、小規模多機能居宅介護事業所、地域作業所といった福祉事業所、医療機関や薬局・ドラッグストア等とは、事業や地域福祉保健計画の推進委員会を通じてつながりながら、お互いの情報を交換し、一緒にできることを検討し進めます。また、毎月発行している広報紙『豊田だより』や地域包括支援センターのチラシ等を地域にあるコンビニエンスストアや商店等へ配布しながら、心配な方と出会った際にお声掛けいただける関係を築くよう心がけます。

ウ 目指すべき地域像の共有と実現に向けた取組（協議体）について

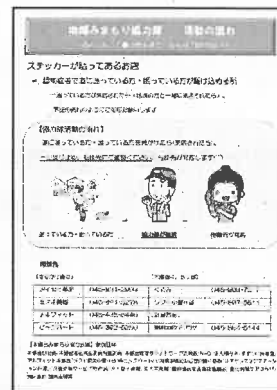
目指すべき地域像を地域住民等と共有し、地域の活動・サービスを創出・継続・発展させるための取組（協議体）について、具体的に記載してください。

地域が把握している情報や地域ケアプラザ全部門での連携を通じた情報の整理と課題の把握、また地域づくりにおける意識の統一を図りながら、地域の皆様の主体的な取組につながるよう協議体を位置づけ、運営していきます。

令和6年度には、道に迷われる認知症の方が連続して課題に上がった地域で地域ケア会議を実施しました。そこから協議体に発展させることで、地域にある商店に作成したステッカーを配布し、道に迷った方が駆け込める仕組みづくりを地域の民生委員・児童委員やNPO法人積み木、保育園、薬局、デイサービス事業書等と一緒に行いました。地域における認知症への正しい理解と見守りの仕組みの両輪で認知症になっても安心して暮らし続けられる地域づくりを目指します。



【地域の方とつくったステッカー】



【店舗に配布した活動の流れ】

エ 高齢者の生活ニーズと社会資源のマッチングの支援の取組

生活上のニーズと多様な主体による社会資源のマッチングの支援について、具体的に記載してください。

地域包括支援センターや関係機関に寄せられる相談などから、フレイルから要支援の状態にある高齢者の個別の生活ニーズ把握に努めます。これまでに把握した地域活動情報システム「Ayamu」を活用した社会資源をマッチングするだけでなく、ニーズにあわせて必要な社会資源等の開発についても検討実施し、高齢者が住み慣れた地域の中で、これまでの生活が維持できるよう、また高齢者自身が適切に活動を選択できるよう支援します。

これまで把握・整理を行ってきた資源について、フレイルから要支援の個別ニーズに併せたマッチングが行えるよう、再度アセスメントと整理を行います。

新型コロナの影響で地域の様々な活動が停滞しました。その後再開しましたが、これまで参加していた方が高齢化などにより参加できなくなったり、周知が行き届かず新たな参加者が増えないといった状況になっています。一方で、参加者層の関心の変化もあり、コロナ期から下記の5つの新しい活動が始まりました。

- ①民生委員・児童委員が新しい層の掘り起こしを目指した「健康麻雀」
- ②地域ケアプラザで夜活動していたポッチャを昼間に行いたいと始まった新しいポッチャグループ
- ③最近出歩く人が減ったという民生委員・児童委員の声から始まった「体操クラブ」
- ④30年続いた配食グループの終了にともない新たな配食グループの立ち上げ「つみきっこ」
- ⑤移動販売の場でのボランティア団体「飯島お手伝い隊」による包丁研ぎを実施

地域の様々な活動団体や活躍している個人の方々の思いと、地域ニーズをマッチングします。

(4) 地域包括支援センター運営事業

ア 総合相談支援事業について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である総合相談支援事業をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

地域の住民が住み慣れた地域で、安心してその人らしい生活を継続していくことができるように、地域へ積極的に出向き地域のニーズ把握に努めるとともに、住民の交流の場づくりや見守り活動を地域の方と協力して推進します。

また、介護予防の取組や要介護状態になっても安心して生活を継続できるよう地域の関係機関と協力し、地域包括ケアシステムの推進を図ります。

「断らない相談支援」を目指し、幅広く寄せられる相談に対応するとともに、日頃から区役所や関係機関と連携を図り、情報提供を速やかに行います。また地域の状況をアセスメントし、特徴やニーズを整理・把握するとともに、様々な分野の相談者に対しても適切に対応します。

1 地域に最も身近な相談窓口として

高齢者、子ども、障害児・者、生活困窮者、引きこもり等、相談者の状況や抱えている問題に関わらず、まずは受け止めて相談者の主訴を理解します。介護に関する相談は地域包括支援センターが対応するとともに、内容に応じて適切な相談窓口に引き継ぎ、課題の解決へとつなげます。

2 困難ケースへの対応

高齢の親とひきこもりがちな壮年の子ども、ごみが片付けられない一人暮らし高齢者など複雑な課題を抱えるケースも増えてきています。地域包括支援センターを中心にに関わり、世帯との信頼関係を構築します。介護保険制度で対応したり、地域のボランティアグループや民生委員・児童委員等の担い手とともに支えたり、地域ケアプラザの自主事業へつなげるなど、あらゆるつながりを活かして対応します。

自らSOSを発信できない方については、民生委員・児童委員やつながりのある近隣の方を通じてコンタクトを取り、必要に応じて訪問するなど、その方の状況に応じて柔軟に対応します。

3 自主事業や地域の中で

子育てサロンの中で気になる親子については、必要に応じて子育て支援者や区役所へ橋渡しをし、虐待が疑われる場合は区役所や関係機関と情報共有しながら適切に対応します。

地域活動交流コーディネーターや生活支援コーディネーターが行っている茶話会や、スリーA（頭の体操）、スクエアステップ（体操）などの事業の中で心配な方を把握した場合には、地域包括支援センターにつなげます。

4 個別から地域へ

個別相談で把握される様々な課題は、地域包括支援センターが開催する「地域ケア会議」等を通じて民生委員・児童委員をはじめとした地域の担い手や関係機関で共有し、今後の対応方針や解決策について検討します。

地域で必要とされる取組については、地域福祉保健計画で取り組むべき課題として地域活動交流・生活支援コーディネーターから豊田地区支え合い連絡会へ提案し、検討、実践につなげます。

5 相談窓口の周知

地域ケアプラザ自主事業のほか、地域の高齢者サロンや子育てサロン、高齢者体操教室等の利用者に対して、連携して相談窓口を周知します。また広報紙やチラシ、インターネットを活用することで、広く情報を提供します。

イ 認知症支援事業について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である認知症支援事業をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

認知症に関する知識や最新の情報を収集するとともに、地域包括支援センターが相談窓口であることを周知します。相談があった場合には、本人の状況、家族をはじめとする支援者や関係者の状況を迅速かつ的確に把握し、適切な支援が受けられるように対応します。また、継続的な状況把握に努め、ケアマネジャーとも連携・協力して支援します。併せて、常時情報共有ができるように、日頃から区役所や関係機関等との連携を密に図ります。

1 現状の把握

地域包括支援センターの総合相談で認知症の方に関する相談を受け、本人や家族からのニーズを把握するとともに、地域の現状について把握します。

地域包括支援センターで開催している「介護者の集い」を通して、参加した本人や家族の状況確認を行うとともに、ニーズを把握します。

2 本人・介護者支援

認知症の人や家族の視点を重視しながら、介護者の悩みの共有等ができる場として、介護者のつどいを定期的に開催します。また、本人ができることを活かして社会参加できることの1つとして、「ファーム赤とんぼ」に参加できるよう希望に応じて紹介や調整をします。

※「ファーム赤とんぼ」とは地域ケアプラザの敷地内の花苗の管理と地域で借りた畑の運営をしているボランティア団体です。(地域ケアプラザの事業として始め、現在は自主グループとして活動しています。)

更に「注文を間違えるかもしれないカフェ」といった、認知症の方が役割を持って活躍できる場づくりを地域の方とともに実施することで、認知症の方への理解を広げ、認知症等に寛容な地域づくりを進めます。

地域にある認知症カフェ「ひまわりカフェ」「ここね」「ひかりカフェ」とも連携・協力し、認知症の方や家族が気軽に地域の方とつながり、認知症であることをオープンにしやすい地域づくりを目指します。



【注文を間違えるかもしれないカフェ】

3 認知症キャラバン・メイトやサポーターとの協働

認知症サポーターの集まりである「ロバともとよだ」や地域のグループホーム、居宅介護支援事業所等とともに、認知症に関する啓発について検討・実施し、認知症に関する学びを進めます。



【子ども向けのサポーター講座】

4 認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくりの推進

地域ケア会議で認知症の方の見守りについて検討し、そこで出た意見や方向性を地域福祉保健計画推進のために開催されている見守りネットワーク委員会に提示することで、具体的な地域での取組について検討・実施します。

認知症の人や家族、地域住民などの誰もが気軽に立ち寄り、孤立防止や介護者の負担軽減等を目的とした「認知症カフェ」が3か所立ち上がっています。そのほか、見守りネットワーク委員会では「注文を間違えるかもしれないカフェ」の実施や認知症理解啓発の講座や講演会などを開催します。

5 認知症医療連携

栄区における認知症に関する現状や課題を踏まえ、認知症の方の早期発見・早期受診につなげられるよう、かかりつけ医や認知症初期集中支援チーム、区役所等との連携を推進します。

ウ 権利擁護事業について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である権利擁護事業をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

1 現状の把握

地域包括支援センターの総合相談で虐待を受けている方や受けている可能性のある方の状況を確認・把握し、対応します。

区役所や区社協と毎月開催している定例カンファレンスの中で虐待ケースについて情報を共有し、現状を把握、支援方針について確認します。

2 地域における権利擁護の啓発

地域包括支援センターが権利擁護の身近な相談窓口であることを地域の自治会町内会の会合や地区民生員・児童委員、地域の食事会、サロン等の場に出向き、周知します。

成年後見制度や身元保証、あんしんセンター等の基礎知識に関する講座を行います。

3 高齢者虐待防止

虐待ケースについて区役所や区社協と共有するとともに、高齢者虐待を発見しやすい立場にある介護保険事業所や医療機関との日常的なコミュニケーションを円滑にしておくことで、虐待の早期発見・早期対応・未然防止を目指します。また、地域ケア会議を通じて、自治会、地区社協、地区民生委員・児童委員及び民間企業との地域の見守り体制を推進し、早期発見、相談支援につながるような関係づくりを行います。

4 消費者被害等の防止

急増している詐欺等の消費者被害を未然に防止するため、住民主体の見守り活動との連携を強化します。

地域ケアプラザの広報紙で最新の情報を掲載するとともに地域のサロン等へ出向き、注意喚起を行います。その他、消費者被害の適切かつ早期の解決を目指し、横浜市消費生活総合センターとの連携も強化します。

5 本人の自己決定支援

人生のいざという時に備えて、自分の意思を書き残しておくよう作成された栄区版エンディングノート「シニアライフノート」を活用した書き方講座を開催します。

また、シニアライフノートを記入する上で、自分の人生における大切な価値観や自分自身の在

り方を改めて考えられるよう、もしものときのために、自身が望む医療やケアについて前もって考えるための「人生会議」について啓発します。



【シニアライフノート】

エ 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業等

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である包括的・継続的ケアマネジメント支援事業等をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、ケアマネジャー、主治医、地域の関係機関等の連携、在宅と施設の連携など、地域において多職種相互の協働を推進します。また個々の高齢者の状況や変化に応じたケアマネジメントを実現するため、地域における連携・協働の体制づくりや個々のケアマネジャーに対する支援等を行います。

1 包括的・継続的ケアマネジメント支援

(1) ケアマネジャー支援

ケアマネジメントを支援するため、地域向けの出前講座等の機会を通じて、地域包括支援センター3職種が連携しながら各種制度やサービス、ケアマネジャーの役割、介護予防に関する普及啓発を行います。

新任ケアマネジャーをはじめ、ケアマネジャーに対し、アセスメントや制度活用の理解等を実践的に学ぶ場を提供します。

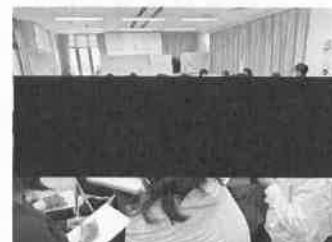
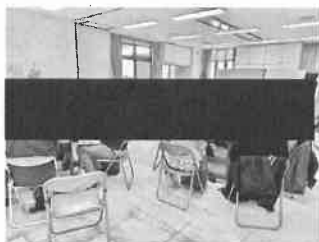
ケアマネジャーの育成支援等を通じ、居宅介護支援事業所の主任ケアマネジャー同士の連携推進を目指します。

ケアマネジャーに対し、ボランティアグループ等地域におけるインフォーマルサービスについての情報を提供します。

(2) 地域との連携

民生委員・児童委員とケアマネジャーの交流の場を設けるなど、地域住民と福祉・医療の専門職をつなげ、スムーズに連携が取れるよう支援していきます。

エリア内施設、自治会や民生委員・児童委員等と連携し、地域住民向けに講演会や講座等を開催します。



【民生委員・児童委員とケアマネジャーの交流会】

2 在宅医療・介護連携推進事業

在宅医療・介護連携推進事業における地域ケアプラザの役割を理解し、区役所の協力のもと、区医師会、在宅医療連携拠点との協力体制を構築します。

在宅医療の必要性が高い高齢者を支援するために、地域のクリニックや拠点病院との顔の見える関係づくりを行います。

また、在宅医療相談室と連携を図りながら、介護と医療が必要なケースに対応します。

豊田地区の薬剤師会の薬局の方々と地域の状況やそれぞれの事業を共有し連携を図っています。また、栄区内の在宅医療のしくみや在宅医療に関する連携先、連携内容などについて豊田だよりで広報します。



【クリニックや薬局とのケア会議】



【薬剤師さんとの懇談会】

オ 地域ケア会議について

地域包括ケアシステムの実現のために、地域ケア会議を活用してどのように取り組んでいくか、具体的に記載してください。

医療・介護の専門職や地域住民と検討を実施してきた個別地域ケア会議結果を自治会や地区民児協等の機関と成果を共有し、地域課題の把握と分析をします。

地域ケア会議から見出された課題に対し、地域ケアプラザ5職種、区社協とも連携し地域包括ケアシステムを推進します。

1 個別レベル地域ケア会議の開催

個別相談の中で具体的に対応を検討したい方について、近所の支援者や民生委員・児童委員、関係機関等に参加いただき、「その方のために何ができるか・必要か」を検討します。

検討を実践に移すことで、その方の生活の質の向上を目指します。

2 包括レベル地域ケア会議の開催

個別レベルの地域ケア会議を重ねることで見えてきた地域課題について、民生委員・児童委員をはじめとした地域の担い手や医療関係者、介護保険事業所、区役所、区社協、薬局、自治会、地区社協等で協議し、今後どのような取組や連携が必要とされるか等について検討します。



【自治会での地域ケア会議】

3 地域福祉保健計画との連動

包括レベル地域ケア会議で検討された地域での取組を実践につなげるため、地域福祉保健計画推進のための委員会の一つ「見守りネットワーク委員会」や自治会等と連携し、具体的な検討を行います。

カ 指定介護予防支援事業・第1号介護予防支援事業（介護予防ケアマネジメント）について

事業実施に係る人員の確保・育成、業務委託先である指定居宅介護支援事業者の選定方法及び具体的な支援内容の計画について記載してください。

適正なケアプラン作成のため、介護予防プランナーの確保と資質向上に向けた研修を定期的に実施します。また、公正・中立な立場を基本に居宅介護支援事業所への委託は、委託先が偏らないように幅広い事業所へ委託します。

ケアプラン作成にあたっては、地域で行われる活動への参加もプランに加えることで、地域全体でその方の介護予防が進められることを意識したプランづくりを心がけます。

キ 一般介護予防事業（介護予防普及強化業務）について

市や区の方針に沿って、介護予防に関する普及啓発や地域活動支援等の介護予防事業をどのように展開していくか具体的に記載してください。

高齢者が住み慣れた地域で可能な限り自立した生活を継続できるよう、介護予防（フレイル予防）の普及開発を行います。「GOGO 健康講座」「いきいき健康講座」では体力向上・認知症予防などの介護予防講座や体操教室を行い、介護予防やフレイル予防に取り組むきっかけづくりを進めます。講座の企画は、近隣の福祉施設や医療機関とも連携し、より地域の実情に沿った専門性の高い講座を行います。また、講座や事業の終了後も継続して自発的な介護予防への取組につながるように支援します。

ク 多職種協働による地域包括支援センターネットワークの構築について

包括的支援事業を効果的に実施するために、介護サービスに限らず、地域の保健・福祉・医療サービスやボランティア活動、インフォーマルサービス等の社会資源が有機的に連携できるためのネットワークづくりをどのように行っていくかを記載してください。

1 地域ケア会議を活用したネットワークの構築

多職種で構成される効果的なネットワークを構築するためには、そのネットワークを通じて高齢者個人に対する支援の充実を図るとともに、個人の生活を支える社会基盤の整備を図る必要があります。

上記を達成するための1つの手法として「地域ケア会議」があります。個別レベル地域ケア会議や包括レベル地域ケア会議を開催し、支援方法や必要な地域活動等について関係者間で具体的な検討をすることで、より実践的なネットワーク構築につなげます。

2 地域ケアプラザ5職種連携の推進

地域包括支援センター3職種は、地域活動交流コーディネーター及び生活支援コーディネーターと連携し、各職種がそれぞれ構築しているネットワークを把握・共有することで、地域ケアプラザとして持つネットワークを広げ、強化します。

これらのネットワークを基盤としながら、地域ケア会議や地域福祉保健計画等の推進を通じて効果的な包括的支援事業実施につなげます。

(5) 居宅介護支援事業

公の施設における事業提供であることを踏まえ、居宅介護支援事業について、指定介護予防支援事業者との連携体制も踏まえて記載してください。

介護保険法の目的に添い、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援すると同時に、利用者の家族が身体的、精神的負担を軽減できるよう介護計画（居宅サービス計画）を作成します。身近な相談・支援の窓口としての機能が発揮できる居宅介護支援事業所を目指します。

1 尊厳の保持・自立支援の視点

利用者の意思を尊重し、心身の状況や環境等に応じて、可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活（要介護状態の予防、軽減又は悪化の防止等）が送れることを目標にして、居宅サービス計画を作成します。

介護保険サービスなどのフォーマルサービスだけでなく、地域の資源である地域活動等のインフォーマルサービスも積極的に活用します。

2 多職種、関係機関との連携

区役所や地域包括支援センター、地域の福祉・保健・医療サービス、ボランティア団体等の関係機関と連携を図るとともに、多様な事業者から総合的かつ効率的にサービスが提供されるように調整します。その際には公の施設における事業提供であることを踏まえ、公正中立な立場で対応します。

3 個別課題から地域課題へ

利用者支援を通じて把握した個別課題を整理し積み重ねていくことが、地域課題の把握につながると考えます。そのため、整理した個別課題を区役所や地域包括支援センターに発信するとともに、地域の社会資源である居宅介護支援部門として、他部門と連携し、地域課題の解決に取り組みます。

4 研修・情報共有による人材育成

定期的に勉強会や研修へ積極的に参加できるよう体制を整え、ケアマネジャーのスキルアップを図ります。

また、地域包括支援センター主任ケアマネジャーの協力を得て、所内で事例検討を定期的に行い、アセスメント力の向上を図ります。

(6) 通所介護等通所系サービス事業

プログラム及び運営方針について、具体的に記載してください。

本会の理念に基づいたデイサービス提供方針により、利用されるお一人お一人の生き方を大切に、その人らしく生き活きと健やかに過ごせるようにサービスを提供します。また、ご家族にとっても安心して生活上の相談ができる身近な窓口として、住み慣れた地域で在宅生活が継続できるように取り組みます。

1 自立支援の視点

- (1) ご自身でできることを増やし、ご自宅での生活を生き生きと過ごしていただけるように利用者の意欲や能力を引き出す支援に努めます。
- (2) 集団体操や個別機能訓練では、ご自宅での生活を送るために目的のある動作を取り入れます。
- (3) 個別性を尊重し、ご自身で選択・自己決定できるように選択制プログラムを提供します。

2 地域住民、関係機関との連携

- (1) 地域に開かれた施設として、ボランティア活動を積極的に受け入れ、交流を広げていきます。また、学校等の関係機関との交流を図り、教員免許取得実習生や小・中学生の福祉教育の受入を行い、福祉活動のきっかけづくりを行います。
- (2) 他部門と連携し、地域のサロンや事業等に介護技術等の講師として参加することで、専門的な知識を活かし地域貢献に取り組みます。あわせて、地域ケアプラザの役割について周知していきます。

3 職員の資質向上

法人の研修計画に地域ケアプラザ独自の研修プログラムを設定し、習熟度に合わせた研修に参加できる体制を整えていきます。また、研修参加が難しい職員に対しても会議等を通してミニ研修を実施し、専門職としての知識・技術を向上するよう努めていきます。

6 収支計画及び指定管理料

(1) 指定管理料の額及び施設の課題等に応じた費用配分について

収支計画、利用者サービスのための経費に対する考え方について、施設の特性を踏まえて記載してください。

1 人件費

地域活動交流部門と生活支援体制整備事業は当該地域における地域福祉を住民とともに推進し、地域包括支援センターは専門部署として相談や事業を実施していきます。そのため、各部門の効果的な業務推進、質の高いサービス提供ができるよう、職員の配置が可能な額を積算しています。

2 事業費

事業計画を基本に、必要経費を積算しています。期中における新たな取組による費用発生も想定されますが、限られた人員の中で事業を拡大し続けることは困難であるため、既存事業も見直しながら予算の範囲内で執行できるよう努めます。

3 事務費

必要最低限の経費を計上し、経費節減に努めます。特に施設利用者の使用する備品類の劣化が進んでいるため、指定期間中に計画的に更新できるよう費用を配分しています。

4 管理費

利用者の安全性、快適性に直結する設備保守費用や清掃費用は不足することがないように、前指定管理期間中の金額を基本に積算しています。また、光熱水費については、引き続き省エネを徹底することを前提に、費用をこれまでの支出状況に合わせて積算しています。

以上のような費用積算の考え方により費用を積算し、指定管理料の不足分は介護保険事業の利用料収益を活用して充当する計画としています。

(2) 利用料金の収支の活用及び運営費の効率性について

利用料金の収支の活用や運営費等を低額に抑える工夫について記載してください。

1 利用料金の収支の活用について

介護保険関連の専門職や、法人内で特に地域福祉の推進に意欲ある職員を地域包括支援センター等、指定管理料での事業部門に配置することとし、指定管理料に不足分が生じた場合には、介護保険事業における収支差額（収益）を充て、質の高いサービスを提供します。

2 運営費の効率性について

(1) 一括入札・契約の実施

市内で複数の指定管理施設を受託している利点を活かし、引き続き、建物・設備保守管理業務契約等の一括入札が可能な契約を集約し、効率的に運営費を執行します。

また、備品・消耗品についても一括購入するなどし、経費の縮減に努めていきます。

(2) 省エネの徹底

利用者の快適性を損なわない範囲で節電、節水を徹底して経費の縮減を図ります。

(3) 契約における競争性の確保

本会経理規程に則り、保守管理契約はもとより、施設単体で契約する備品や消耗品の購入に至るまで入札や見積もり合わせを行って業者の競争性を確保し、経費を縮減します。

(4) ワーク・ライフ・バランスの推進による効率性の向上

ノー残業デー、年休取得目標の設定などワーク・ライフ・バランスを推進することで、各職員の業務の効率性を向上させ、職員の定着率を上げるとともに超過勤務経費を縮減します。

(5) スケールメリットを活かした職員採用、育成

職員採用の事務と職員育成のための研修を法人が一括で行うことで、施設単位での職員採用、育成に係るコストを縮減します。

団体の概要

(令和 7 年 1 月 1 日現在)

(ふりがな) 団体名	(しゃかいふくしほうじん よこはまししゃかいふくしきょうぎかい) 社会福祉法人 横浜市社会福祉協議会
共同事業体又は中小企業等協同組合として応募している場合には、その名称を記入してください。	
(ふりがな) 名称	()
所在地	〒231-8482 神奈川県横浜市中区桜木町一丁目 1 番地 ※法人の場合は登記簿上の本店所在地を、任意団体の場合は代表者の住所をご記入ください。 (市税納付状況調査(様式 6 同意書による)に使用します)
設立年月日	昭和 26 年 3 月 (昭和 28 年 3 月 社会福祉法人認可)
沿革	昭和 56 年 社会福祉センター(ボランティアセンター・情報センター・研修センター)受託開始 福祉情報紙「福祉よこはま」発行 昭和 59 年 地区センター・老人福祉センター受託開始 平成 3 年 在宅支援サービスセンター(現:地域ケアプラザ)受託開始 平成 6 年 横浜市地域福祉活動計画 策定 平成 9 年 福祉保健研修交流センター「ウィリング横浜」受託開始 平成 10 年 横浜生活あんしんセンター開所 平成 16 年 (財)在宅障害者援護協会が統合し、障害者支援センターとして設置 平成 25 年 中長期的な組織・活動の方針「長期ビジョン 2025」を策定 平成 25 年 横浜市地域福祉活動計画を第 3 期横浜市地域福祉保健計画と一体的に策定 平成 28 年 生活支援体制整備事業受託 平成 30 年 第 4 期横浜市地域福祉保健計画 策定 令和 2 年 中核機関「よこはま成年後見推進センター」受託・設置 令和 5 年 第 5 期横浜市地域福祉保健計画 策定
事業内容等	(1) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施 (2) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助 (3) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成 (4) (1)から(3)のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業 (5) 区社会福祉協議会の相互の連絡及び調整の事業 (6) 保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡 (7) 共同募金事業への協力 (8) 社会福祉を目的とする事業に従事する者の養成及び研修 (9) 横浜生活あんしんセンター事業の実施 (10) 横浜市老人福祉センターの受託経営 (11) 横浜市地域ケアプラザの受託経営 (12) 障害者支援センター事業の実施 (13) 障害者更生センターの受託経営 (14) 横浜市福祉保健研修交流センターの受託経営 (15) 横浜市高齢者用市営住宅等生活援助員派遣事業の受託経営 (16) 横浜市社会福祉センターの受託経営 (17) 横浜市地区センターの受託経営

	(18) 生活支援体制整備事業の実施 (19) 保育士修学資金貸付事業の実施 (20) ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業の実施 (21) 民間社会福祉事業従事者年金共済事業の実施			
財務状況 ※直近3か年の事業年度分	年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	総収入	14,702,540,780	15,538,112,796	16,807,322,619
	総支出	14,520,111,657	15,516,193,414	16,660,945,940
	当期収支差額	182,429,123	21,919,382	146,376,679
	次期繰越収支差額	1,443,964,089	1,462,333,249	1,431,531,464
連絡担当者	【所属】 XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX 【氏名】 XXXX XX 【電話】 XXXXXXXXXX 【FAX】 XXXXXXXXXX 【E-mail】 XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX			
特記事項				